

令和6年度 ICT を活用したヒグマの誘引物調査業務 提案説明書

1 業務名

令和6年度 ICT を活用したヒグマの誘引物調査業務

2 趣旨

この説明書は、札幌市が実施する「令和6年度 ICT を活用したヒグマの誘引物調査業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市では、さっぽろヒグマ基本計画 2023 に基づくヒグマ対策の一環として、ICT の積極的な活用に向けて情報収集をすることとしている。本業務はドローン等 ICT の有効な活用方法を見出すことを目的とし、ヒグマ対策を行う上での基礎資料とする、ヒグマの市街地出没の要因となる誘引物調査を実施するものである。

4 業務の履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

5 提案業務の上限額

3,281,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務の内容

予定する業務内容は以下のとおりである。

(1) 事業全体の企画、運営

本事業全体の計画を作成するとともに、計画に基づき円滑に運営を行うこと。業務に必要な ICT 機材その他必要な設備等を準備し、調査に必要な従事者の体制を整えること。作業内容については、必要に応じて委託者と事前協議を行うこと。

なお、ドローンを使用する場合には、飛行に必要な許可申請や諸手続きは受託者が行い、航空法等を遵守し、安全性を確保すること。

(2) 誘引物となる植生調査

調査対象とするヒグマの誘引物を選定し、ドローン等 ICT を活用して市街地周辺（ヒグマ対策重点エリア及びその周辺）における誘引物の植生（有無や分布）、利用状況等を調査すること。調査にあたっては、市街地近郊の山林を中心に、効果的に調査を実施できる場所や回数を設定し、調査時の様子は静止画または動画で適宜記録すること。調査で判明した誘引物の植生についてはマップ化するなど、今後のヒグマ対策に寄与する資料として提示すること。

(3) ドローン等 ICT の活用方法に関する提案

他自治体におけるクマ類（ヒグマ、ツキノワグマ）対策のドローンを中心としたICT活用事例についてとりまとめ、今後の札幌市のヒグマ対策におけるドローン等ICTの活用方法について、提案すること。

(4) 報告書の作成

報告書（A4版および電子データ）及び必要に応じて補足資料等を作成し提出すること。報告書には調査中に撮影された静止画や動画など、実施業務の内容がわかる画像データを複数含むこと。

7 企画提案を求める事項

企画提案書には以下の項目を含めること

項目	説明	ページ数
(1) 事業全体の企画、運営	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 誘引物となる植生調査	札幌市のヒグマ対策に有効な基礎資料となる誘引物の調査内容の提案	A4判2ページまで
(3) ドローン等ICTの活用方法に関する提案	今後の札幌市の施策に反映できるドローン等ICTの活用方法の提案	A4判2ページまで
(4) その他独自の提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判2ページまで
(5) 業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の業務の経歴	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法による更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置をうけていないこと。
- (4) 企画提案書等提出期限時点で、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が以下に該当する者であること。
大分類「一般サービス業」
中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」
- (5) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(7) その他札幌市契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

9 提案方法等

(1) 提出書類及び部数

ア 参加意向申出書（様式1）：1部

イ 企画提案者概要書（様式2）：1部

ウ 企画提案書（様式自由・A4判・表紙を含めて10ページ以内）：11部（正本1部、副本10部）

エ 参考見積書（様式自由）：1部

積算根拠が分かるように作成すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確約するものではない。また、上記5に示す提案上限額の範囲内とする。

オ 再委託予定先の一覧（様式自由）：1部

本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部（ドローンの飛行など）を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

(ア) 会社名

(イ) 所在地

複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。

(ウ) 委託する業務の範囲

(エ) 再委託が必要な理由

カ 計画書（様式自由）：1部

業務の履行期間中（契約締結日は9月上旬を想定）における業務計画を作成すること。

(2) 提出期限

令和6年7月16日（火）17時【必着】

(3) 提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階

札幌市環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

(4) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 用紙サイズはA4判とすること。

イ 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和6年度ICTを活用したヒグマの誘引物調査業務」と記載すること。

ウ 企画提案書は正本1部、副本10部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。

エ 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」または「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在

しないように留意すること。

また、再委託予定先に関する記載がある場合も上記と同様の取り扱いとすること。

10 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」(様式3)を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和6年6月25日(火)～7月3日(水)17時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「令和6年度ICTを活用したヒグマの誘引物調査業務企画提案に関する質問」とすること。

ウ 提出先

上記9(3)の提出先に同じ。

Eメールアドレス : higuma@city.sapporo.jp

(2) 回答

回答は、ホームページに随時掲載する。令和6年7月8日(月)17時までに、すべての質問に対する回答を掲載する(質問者名は公表しない)。

11 企画提案の審査

企画提案書は、「令和6年度ICTを活用したヒグマの誘引物調査業務に係る企画競争実施委員会」(以下、「実施委員会」という。)において審査する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「3 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、審査項目「1 事業の目的理解」に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

一次審査を通過した企画提案者に対し、二次審査としてヒアリングを実施する。

ア 日時

令和6年7月30日(火)(予定)

イ 会場

札幌市役所本庁舎14階3号会議室

詳細については別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。なお、発表者には本業務の業務処理責任者を含むこと。

エ 発表時間について

1企画提案者当たりプレゼンテーション10分、質疑10分（予定）。

オ 発表参加者

出席者は最大3名までとする。

カ その他

(ア) 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会が定める最低評価基準点を超えていれば候補者として選定する。

(イ) 同点により契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価基準の評価項目のうち「項目2、誘引物調査」及び「項目3、ICTの活用方法に関する提案」の3項目の合計得点が高い方を上位とする。なお、これによても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

キ 契約の相手方の選定及び契約について

契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と随意契約により行うこととし、具体的な内容及び委託費の額は、委託候補者と札幌市との協議により決定するものとする。なお、委託候補者との協議が不調に終わった場合や、企画提案にあたり、虚偽の記載および申告など、不正とみなされる行為を行った場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

別添評価基準のとおりとする。

12 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり。

企画提案の公募開始	令和6年6月25日（火）
質問書の提出期限	令和6年7月3日（水）※1
質問書に対する回答	令和6年7月8日（月）
企画提案書等提出期限	令和6年7月16日（火）※1
一次審査（書類審査）	令和6年7月23日（火）※2
二次審査（ヒアリング）	令和6年7月30日（火）（予定）

※1 提出期限については、それぞれ期限日の17時必着とする。

※2 一次審査は応募者多数の場合のみ実施する。

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

15 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変、書類の複製を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知することとし、当該使用にあたっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

16 その他の留意事項

- (1) 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等については電子媒体も含めて返却しない。また、期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。（軽微な修正は除く）

17 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らず、採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、内容を一部調整する場合がある。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合
 - イ 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - ウ その他、札幌市が不適切と判断した場合

18 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階
札幌市環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 担当：清尾、大熊
電話：011-211-2879 FAX：011-218-5108
Eメールアドレス：higuma@city.sapporo.jp